

廃リ第238号
平成29年9月21日
(廃棄物・リサイクル対策課扱い)

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会会長 殿

鹿児島県環境林務部長



不法投棄防止強化月間の実施について (依頼)

県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から御協力を賜りお礼申し上げます。

本県では、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」として、不法投棄防止に対する県民の意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体との連携のもとに集中的な監視パトロールを展開し、不法投棄の早期発見、廃棄物の適正処理指導を行うこととしています。

今年度も、鹿児島県不法処理防止連絡協議会会員との合同監視パトロールやCM・ポスター等による広報を別添のとおり実施することとしていますので、御協力くださるようよろしくお願いいたします。

(問合せ先)

鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課
監視指導班 担当 浜崎, 舞田
TEL. 099-286-3810 (直通)
FAX. 099-286-5545

平成29年度不法投棄防止強化月間の概要

1 目的

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との連携のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理の指導に努める。

2 実施期間

平成29年11月1日（水）～30日（木）

3 実施主体

鹿児島県、鹿児島県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成メンバー：県、第十管区海上保安本部、県警察本部、鹿児島市、(一社)鹿児島県産業廃棄物協会）

4 実施協力機関

- ・市町村
- ・(一社)鹿児島県建設業協会
- ・(公社)鹿児島県トラック協会
- ・(一社)鹿児島県建造物解体業連合会
- ・鹿児島県森林組合連合会
- ・鹿児島県漁業協同組合連合会
- ・(公財)鹿児島県環境保全協会
- ・鹿児島県管工事業協会

5 不法投棄防止強化月間中の活動内容等

(1) 合同パトロール出発式の実施

11月1日（水）に第十管区海上保安本部、県警本部、鹿児島市等関係団体と連携し、鹿児島本港において合同出発式を行い、その後一斉パトロールを実施する。

<合同出発式の内容>

- ・挨拶（環境林務部長、産業廃棄物協会）
- ・1日産廃Gメンの任命（かごしまこども環境大臣）

<出発式当日のパトロールの内容>

- ・1日産廃Gメンが、海保巡視艇に乗船し沿岸パトロールの実施
- ・県警本部、県及び鹿児島市による不法投棄パトロールの実施

(2) 月間中における合同パトロールの実施及び通常立入の強化

- ① 地域振興局等、地元警察及び地元市町村による管内合同パトロール
- ② 各地域振興局等土木建築担当課等と合同で建設リサイクルパトロール
- ③ 産廃協会各支部と各地域振興局等環境担当課による合同パトロール
- ④ 県警ヘリによる合同パトロール
- ⑤ 不用品回収業者の実態調査

(3) 普及啓発活動

- ① ラジオスポット、ポスター等により強化月間の周知を図る。
 - ・ ラジオスポット（20秒、MBCラジオ）
 - ・ ポスター（A2判：1,900枚）
- ② 広報媒体（県政番組及び市町村広報等）の活用
- ③ 各地域振興局等環境担当課公用車による広報
- ④ 各地域振興局等において不法処理防止連絡会議の開催